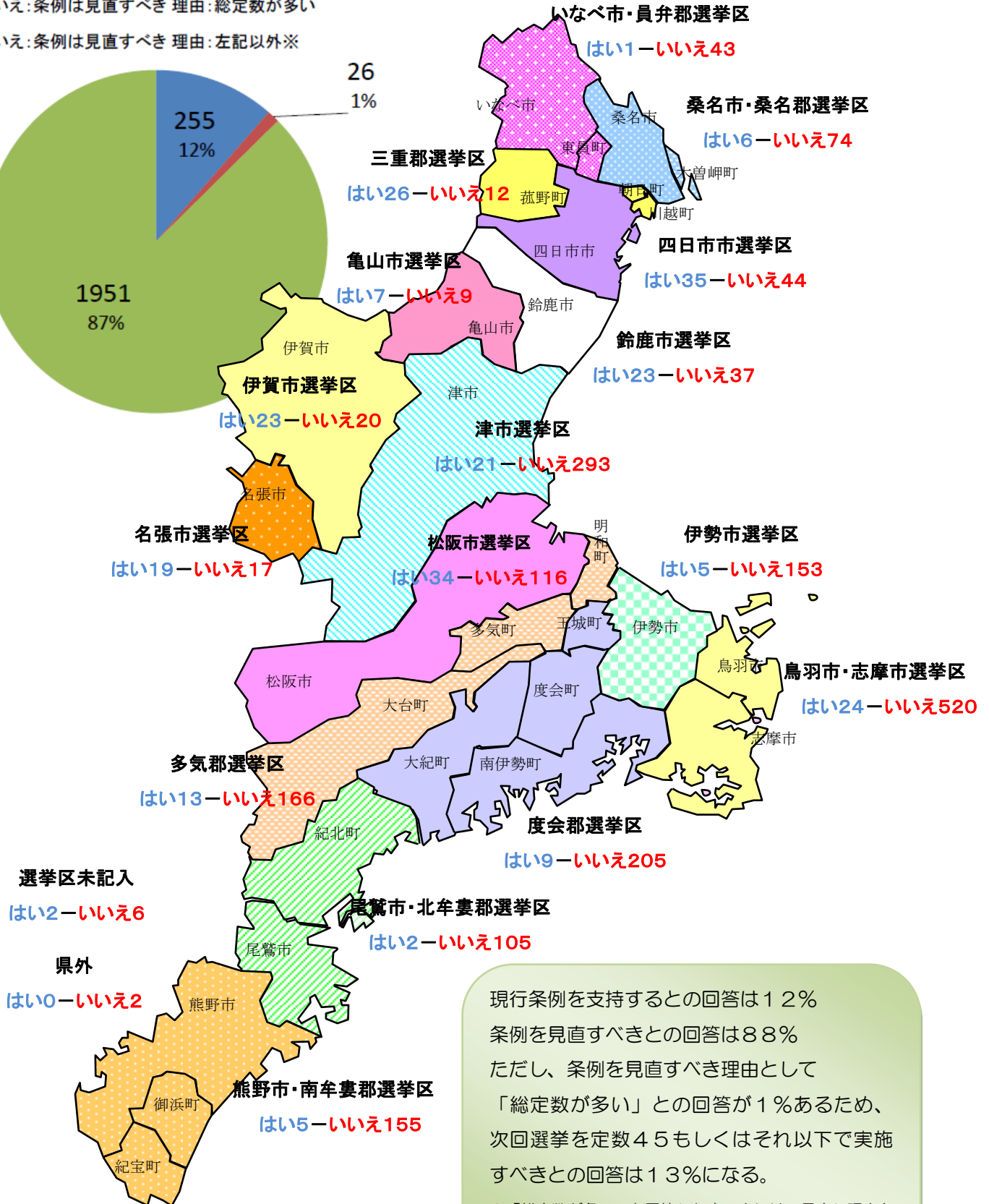
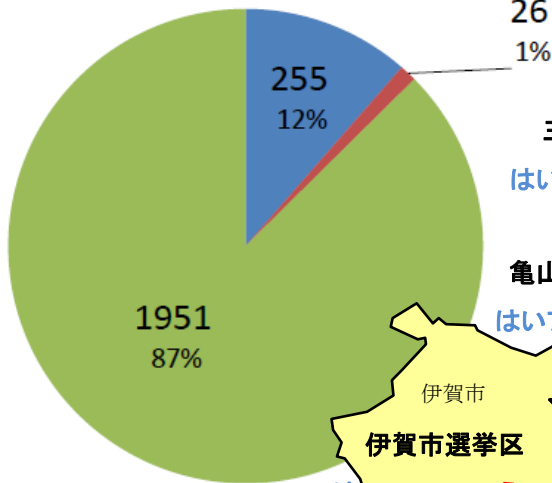


# 三重県議会議員の選挙区と定数 意見募集回答結果

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

- はい: 現行条例を支持
- いいえ: 条例は見直すべき 理由: 総定数が多い
- いいえ: 条例は見直すべき 理由: 左記以外※



現行条例を支持するとの回答は12%  
 条例を見直すべきとの回答は88%  
 ただし、条例を見直すべき理由として  
 「総定数が多い」との回答が1%あるため、  
 次回選挙を定数45もしくはそれ以下で実施  
 すべきとの回答は13%になる。  
 ※「総定数が多い」と回答した方の中には、見直し理由と  
 して、他の項目も複数選択した方もいます。

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

選挙区別の回答状況

選挙区	総回答数	はい：現行条例を支持	いいえ：条例は見直すべき	
			理由：総定数が多い	理由：左記以外※
津市	314	21	2	291
四日市市	79	35	1	43
伊勢市	158	5	2	151
松阪市	150	34	2	114
桑名市・桑名郡	80	6	3	71
鈴鹿市	60	23	2	35
名張市	36	19	1	16
尾鷲市・北牟婁郡	107	2	4	101
亀山市	16	7		9
鳥羽市・志摩市	544	24	1	519
熊野市・南牟婁郡	160	5		155
いなべ市・員弁郡	44	1		43
伊賀市	43	23	1	19
三重郡	38	26		12
多気郡	179	13	5	161
度会郡	214	9	2	203
県外	2	0		2
未記入	8	2		6
合計	2232	255	26	1951

定数45人もしくはそれ以下の定数を支持する回答は  
281（255+26）で全体の13%

選挙区	はい：現行条例を支持	いいえ：条例は見直すべき	
		理由：総定数が多い	理由：左記以外※
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区	195	12	653
現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区	58	14	1290
その他(県外・未記入)	2	0	8
合計	255	26	1951

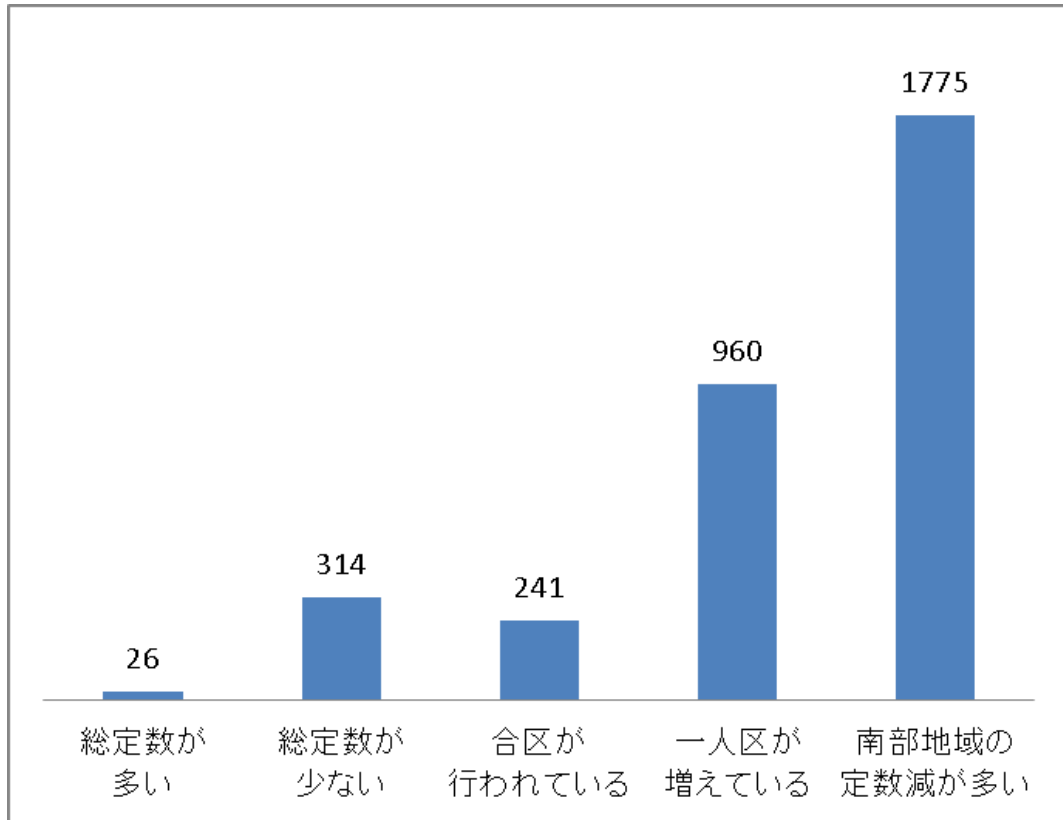
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区

津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市選挙区、桑名市・桑名郡選挙区、鈴鹿市選挙区、名張市選挙区、亀山市選挙区、いなべ市・員弁郡選挙区、伊賀市選挙区、三重郡選挙区

現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区

伊勢市選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、鳥羽市・志摩市選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区

Q 現行条例（定数 45 人）を否定する理由は何か？



選挙区別内訳

選挙区	A 総定数が多い	B 総定数が少ない	C 合区が行われている	D 一人区が増えている	E 南部地域の定数減が多い
津市	2	16	4	222	244
四日市市	1	3	1	31	40
伊勢市	2	20	18	53	147
松阪市	2	28	3	50	98
桑名市・桑名郡	3	3	1	62	71
鈴鹿市	2	4	0	27	33
名張市	1	0	1	13	14
尾鷲市・北牟婁郡	4	1	2	59	93
亀山市	0	1	0	7	5
鳥羽市・志摩市	1	129	200	55	468
熊野市・南牟婁郡	0	4	0	130	149
いなべ市・員弁郡	0	1	2	39	38
伊賀市	1	1	1	14	23
三重郡	0	0	0	11	13
多気郡	5	34	1	121	136
度会郡	2	69	7	62	196
県外	0	0	0	0	2
選挙区未記入	0	0	0	4	5
合計	26	314	241	960	1775